## 開発行為等申請手数料

区分			手数料(1件につき)
開発	主として自己の居住	0.1ha未満	8,600円
行為	の用に供する住宅の	0.1ha以上0.3ha未満	22,000円
許可	建築の用に供する目	0.3ha以上0.6ha未満	43,000円
申請	的で行う開発行為	0.6ha以上1.0ha未満	86,000円
		1.0ha以上3.0ha未満	130,000円
		3.0ha以上6.0ha未満	170,000円
		6.0ha以上10.0ha未満	220,000円
		10.0ha以上	300,000円
	主として住宅以外の	0.1ha未満	13,000円
	建築物で自己の業務	0.1ha以上0.3ha未満	30,000円
	の用に供するものの	0.3ha以上0.6ha未満	65,000円
	建築又は自己の業務	0.6ha以上1.0ha未満	120,000円
	の用に供する特定工	1.0ha以上3.0ha未満	200,000円
	作物の建設の用に供	3.0ha以上6.0ha未満	270,000円
	する目的で行う開発	6.0ha以上10.0ha未満	340,000円
	行為	10.0ha以上	480,000円
	その他の目的で行う	0.1ha未満	86,000円
	開発行為	0.1ha以上0.3ha未満	130,000円
		0.3ha以上0.6ha未満	190,000円
		0.6ha以上1.0ha未満	260,000円
		1.0ha以上3.0ha未満	390,000円
		3.0ha以上6.0ha未満	510,000円
		6.0ha以上10.0ha未満	660,000円
		10.0ha以上	870,000円

に

開発	次に掲げる額を合算した
行為	額。ただし、その額が
変更	870,000円を超えるとき
許可	は、その手数料の額は、
申請	870,000円とする。
	ア 開発行為に関する設
	計の変更(イのみに該
	当する場合を除く。)
	については、開発区域
	の面積(イに規定する
	変更を伴う場合にあっ
	ては変更前の開発区域
	の面積、開発区域の縮
	小を伴う場合にあって
	は縮小後の開発区域の
	面積)に応じ開発行為
	許可申請の項に規定す
	る額に10分の 1 を乗じ
	て得た額
	イ 新たな土地の開発区
	域への編入に係る都市
	計画法(昭和43年法律
	第100号)第30条第1項
	第1号から第4号まで
	に掲げる事項の変更に
	ついては、新たに編入
	される開発区域の面積
	に応じ開発行為許可申
	請の項に規定する額
	ウ その他の変更につい
	ては、10,000円

市街	化調整区域内等における建築物の特例許可申請	46,000円
予定	建築物等以外の建築等許可申請	26,000円
開発	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主	1,700円
許可	として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に	
を受	供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の	
けた	建築物で自己の業務の用に供するものの建築若し	
地位	くは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の	
の承	用に供する目的で行うものであって開発区域の面	
継の	積が 1 ha未満のものである場合	
承認	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主	2,700円
申請	として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供	
	するものの建築又は自己の業務の用に供する特定	
	工作物の建設の用に供する目的で行うものであっ	
	て開発区域の面積が 1 ha以上のものである場合	
	承認申請をする者が行おうとする開発行為がその	17,000円
	他のものである場合	
開発	登録簿の写しの交付	用紙1枚につき470円